12　前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一	風力発電設備（次号に掲げるもの、浮体式洋上風力発電設備及び特定風力発電設備を除く。）	再生可能エネルギー発電設備の区分等	法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札の回	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
			第四回	法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額（以下この表において「直近入札供給価格上限額」という。）と、法第十条第一項の変更の認定（前項各号に掲げる変更の認定に限る。以下この表において同じ。）前に当該風力発電設備に従前適用されていた基準価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）のうち、いずれか低い額	二十年間	○．五五円（変更認定前価格が直近入札供給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）
			第五回			
			第六回			○．五三円（変更認定前価格が直近入札供給価格上限額より低い場合にあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該風力発電設備に従前適用されていた解体等積立基準額）
						○．七六円（変更認定前価格が直近入札供

12　前項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に属する場合における風力発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等及び調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	（新設）
				法第七条第八項の規定に基づき入札の結果が公表されている直近の風力発電設備に係る入札において適用された供給価格上限額と、法第十条第一項の変更の認定（前項各号に掲げる変更の認定に限る。）前に当該風力発電設備に従前適用されていた基準価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電側託送供給料金に相当する額が含まれる場合にあっては、これらの額を控除して得た額）のうち、いずれか低い額	二十年間	（新設）
		（新設）	（新設）			
						（新設）